税申告書 平成 31 年度分 整理番号 分離課税に この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません分離課税に係る所得等のある方は、「町「民「税・道」民「税 申告書 (現住所 業種又は職業 上富良野町 1月1日現在 雷話番号 町長殿 フリガナ 個人番号 提出年月日 氏 名 印 年 月 В 生年 明·大 月日 昭·平 世帯主の氏名 続柄 3所得から差し引かれる金額に関する事項 損害年月日 損害を受けた資産の種類 損害の原因 営業 等 T 事 雑損控除 業 保険金などで補塡される金額 損害金額 差引損失額のうち災害関連支出の金額 農 業 イ ウ 動 産 支払った医療費等 保険金などで補塡される金額 医療費控除 利 エ 子 収 社会保険の種類 支払った保険料 (12) オ 当 配 社会保険料 力 給 与 税 控 除 金 公的年金等 丰 計 雑 旧生命保険料の計 新生命保険料の計 (14) 額 ク その他 生命保険料 新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の計 総合譲 ケ 短 期 等 控 除 期 コ 介護医療保険料の計 長 渡 地震保険料の計 時 サ 旧長期損害保険料の計 ⑤ 地震保 険料控除 営業 等 (1) (B) □ 寡婦 (寡夫) 控除 □ 死 別 □ 生死不明 □ 離 婚 □ 未帰還 事 ⑰ □ 勤労学生控除 寡婦(寡夫) (学校名) 業 2 農 業 分離課税等用 勤労学生控除 2 (18) 3 不 動 産 障害の 級 氏名 程度 所 障害者 度 利 4 子 控 除 配 当 (5) 級 隨害の 給 与 6 金 氏名 程度 度 をあわせて提出してください 7 雑 個番 人号 額 総合譲渡·一時 (8) $(19) \sim (20)$ 生年月日 配偶者 昭・平 配偶者控除・ 配偶者特別控 除・同一生計 配 偶 者 氏名 偶 者 計 9 合 合計所得金額 □ 同一生計配偶者(控除対 象配偶者を除く。) 個番号 雑 損 搾 除 10 X (11) 医療費控除 21) 生年月日 明·大 同居 続柄 氏名 ī 別居 1 社会保険料控除 12 個 控除額 小規模企 扶 13 所 共済等掛金控除 同居・ 別居の 区分 □ 同居 続柄 生年月日 得 生命保険料控除 (14) 氏名 昭・平 2 養 か 15 人号 ら 地震保険料控除 控除額 控 差 同居・ 別居の 区分 明·大 昭·平 生年 月日 同居 寡婦(寡夫)控除 (16) 氏名 別居 柄 3 労害 学者 生控 (17)~ 引 除 障 (18) 個番 人号 控除額 か 配偶者控除 (19) れ 同居・ 別居の 区分 明·大 同居 続柄 生年 月日 氏名 る □ 別居 配偶者特別控除 20 4 金 個番 21) 控除額 扶 恙 搾 除 額 フリ ガーナ 330,000 基 礎 控 除 22 明·大 続柄 同居 昭・平 □ 別居 計 23) 合 個 地方税法附則第4条の4の規定の運用を選択する場合には、 (控除対象外) の歳未満の扶養親族 同居・ 別居の 区分 □ 同居 続 明·大 生年 月日 「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。 氏名 昭・平 □ 別居 柄 2

表

- 給与・公的年金等に係る所得以外(平成31年4 月1日において65歳未満の方は給与所得以外) 税·道民 税 の納税方法
- 給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規 定する個人番号をいう。)を記載してください。

扶養控除 額の合計 裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

続柄

(切り取らないで **税・道 民** 平成31 年度分町 民 税.道 税由告建受付書

□ 同居

□ 別居

	「残り」十段力能	1	1/1. 1/2	1	加工口目文门目	
住 所						受付日付印
氏 名					様	

同居・ 別居の

区分

明·大

昭(平)

裏面「12」に氏名、個人

生年 月日

個番

フリ ガーナ

氏名

個番 人号

別居の扶養親族等がいる場合には、 番号及び住所を記入してください。

3

6 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収 票のない人は記入してください。

7	重業.	不動	产品	得に	関す	る事項
′	尹 未:	つり割り	圧のご	141~	天 ソ	の事場

\ ~		, •11-11-Ha			. 0				尹未:小	劉性別 符	に関りる事						
月	日	給	勤務 日数		月	収		Ē	听得の種類	所得の生	上ずる場所	収入金	金額	必要組	E費	青色申告特別控除額	
1		円	H-34A				円						円		円	F	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7								_	3配当所行	导に関する	 る事項						
8								Γ	配当所得 の種類		生ずる場所	支払確	定年月	収入金	注額	必要経費	
9									,=,,			•	,		円	F	
10												•	,				
11												•	,				
12												•	,				
賞	5 与	等					円	_) 姓氏得 (′小的年全	:等以外)に関	ませる車で	5	国外株式 る外国所	等に係 得税額		
	合	計						Ĺ	種目		<u>. サダババミ</u> 上ずる場所		、 仅入金額			必要経費	
勤和	 务先所	在地								/3114				円			
	務先							F									
	話番																
		護渡・一		 : 得のi		全好い	 - 胆·	L خنج	く 車 佰								
1 U i	ᄬᄱᄧ	又川又	中寸パ		収入 :		- I大I	7	シ サ 	区 孝	差引金		特別	控除額	Ι.	所得金額	
		/ 1	her.		٠,٨/١.	고도 되듯		円	20.安月	生 貝 円	(収入金額-		費) 付別至 (差引金額-特別控除額) 円 円イ				

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要組	圣費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短 期	円	円		円	円	イ 円
心口读伐	長 期						P
_	時						^
		ケに、ロの金額を表面のコに、)の所得金額欄へ記入してくださ		.てください。	二合	計 /+[(p+n)×1/2]	

11	重業車従者に関する重頂	

_	<u> </u>	<u> </u>	7	<u> </u>	<u>- ' </u>	1	<u> </u>	7 0	<u>サ</u>	<u> </u>										
1	フリ カ*ナ 氏名									続柄			生年月日	明·大昭·平		•	•	専従者 (控防	f給与 ҈()額	
	個人 番号		1		1	1	ı			1						従事 月数				
I	フリ カ゛ナ									続柄			生年月日	明·大				専従者	 給与	
2	氏名									APILATES			月日	昭・平		<u>. </u>	•	(控防	*)額	
	個人 番号		ı		l	ı	ı			I						従事 月数				
Г	フリ カ゛ナ									続柄			生年月日	明·大				専従者	給与	
3	氏名									79C1Y1			月日	昭・平		•	•	(控防	*)額	
	個人 番号						ı									従事 月数				
			F	听得	税に	おけ	る	青色	申告の	の承認	の有	#		承認	あり	・承認	なし	合 計	十 額	
	,	_																•		

13 事業税に関する	争項
------------	----

10 7	7170	1-M/ UT'A	
非課利 得な		所得金額	円
損益通算 例適用 不動産	前の		円
事業用資産の	資産の	種類	
譲渡損失など	損失額	、被災損失額(白)	円
前年	中の	開始・廃止	
開廃	業	月	日
	他都這	道府県の事務所等	

12 別居の扶養親族等に関する事項

I,	カ°ナ	個人番号											住所	
Ľ	氏名	番号							1	1			生別	
- 2	フリ カ*ナ	個人							•				A- 70C	
ľ	氏名	個人 番号	l	l		l	ı	ı	l	1	l	l	住所	
	フリ カ*ナ	個人											A-=-	
ľ	氏名	個人 番号	ı	I	ı	ı	ı	ı	ı	ı	l	l	住所	

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

Р	額	除	控	額	割	当	配			
	株式等譲渡所得割額控除額									

15 寄附金に関する事項

都道府県、	市区町村分	円
	共同募金会、 支部分	
条例指定分	都道府県	
米例相处分	市区町村	

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。